

平成 30 年 6 月 8 日

各位

東京海上保安部
東京湾海上交通センター

東京西航路における行き会い管制につきまして

東京西航路では、平成 23 年 1 月 18 日から「港長の指示する船舶」は管制信号に係わらず入出航が可能となる「特例による行き会い管制」を行ってまいりましたが、今般、「特例の行き会い」の対象を超える長さ 340 m 以上のコンテナ船が定期的に入航することとなりました。

つきましては、平成 30 年 6 月 20 日をもって「特例の行き会い」を取り止め、「通常行き会い」を行いますので、お知らせいたします。

「通常行き会い」を行う場合には、次の事項に留意し安全に航行するようお願い致します。

1 行き会い管制とは

管制船が東京西航路を入出航する場合は、航路内において全ての管制対象船との行き会いを禁止する一律管制を原則としていますが、管制船と航路内で行き会いを希望する管制対象船は、行き会い管制の要件を満たし、港長の指示を受けた場合に、航路内において管制船と行き会い航行が可能となるものです。

2 定義

(1) 管制船

長さ 300 m 以上の船舶

(2) 管制対象船

長さ 100 m 以上 300 m 未満の船舶

3 行き会い管制の要件

行き会い管制の要件は、以下のとおりです。

ただし、近傍海域で海難等が発生し行き会うことが適切でない場合と港長が判断した場合は、以下の条件を満たしても、行き会い管制を認めない場合が

あります。

- (1) 行き会の時間帯は、午前8時半から午後3時までであること
- (2) 行き会希望管制対象船は、管制船の航路通航予定時刻の前後1時間以内に通航すること
- (3) AISが正常に作動していることが東京湾海上交通センターで確認できること
- (4) 行き会希望管制対象船の長さが行き会可能な長さ以下であること
別添「管制船及び管制対象船の大きさの目安を求める算定式」又は
「東京西航路における行き会可能船舶一覧表」参照
- (5) 行き会う管制船は、1隻のみであること
- (6) 行き会う管制対象船は、先着の1隻であること
- (7) 風速15m/s以下、かつ視程1海里以上の気象状況であること
- (8) 管制船が油槽船(5000総トン以上)又は曳航全長200m以上の作業船等の曳航船舶でないこと

4 行き会管制の申請手続き

(1) 申請手続き

【申請方法】

- ・行き会希望管制対象船は、直接あるいは船舶代理店又は東京ポートラジオを通じて東京湾海上交通センターに申請すること
- ・申請は、電話又はVHFにより口頭で行うこと
- ・申請時間は、管制船の離岸又は航路INの1時間前までに行うこと

(2) 港長からの指示

東京湾海上交通センターでは、行き会の申請を受けると「行き会管制の要件」「航路航行船舶の状況」「行き会の安全性」について検討を行い、行き会の可否を判断し、行き会希望管制対象船に対し行き会を指示します。

港長からの指示は、以下のメッセージをAISで行き会希望管制対象船に直接送信します。

AISバイナリーメッセージは英文なので注意してください。

出港時のAISバイナリーメッセージ

< TOKYO MARTIS >

ONLY THIS TIME YOU ARE PERMITTED
TO DEPART AT "I" SIGNAL .

入港時のAISバイナリーメッセージ

< TOKYO MARTIS >

ONLY THIS TIME YOU ARE PERMITTED
TO ENTER AT "O" SIGNAL.

(3) 港長からの指示に対する応答

AISで送信された上記のメッセージを受けたら、受信確認した旨をAISメッセージ等により応答してください。短いもので構いません(応答は、VHFあるいは電話でも可です)。

手続きはこれで完了になります。

なお、応答がない場合は、行き会いは取消しとなりますので注意してください。

【応答メッセージ】

CONFIRMEDまたはUNDERSTOODなど

(4) 行き会い船舶の情報提供

指示された船舶には、AISメッセージなどにより行き会うこととなる管制船の情報を提供します。

情報提供は以下の内容となりますが、それ以外のことでも問い合わせがあれば、わかる範囲で情報提供します。

なお、行き会い希望船舶の情報を管制船にも情報提供しますので相互に連絡をとるなどして安全航行に努めてください。

共通情報

・要目

船名、長さ、コールサイン、船舶の種類(コンテナ船等)

動静情報

・管制船が出港の場合

離岸バース、離岸時間、航路入出航時間等

・管制船が入港の場合

着岸バース、着岸時間、航路入出航時間等

【注意事項】

・港長が指示する行き会い希望管制対象船は、行き会うこととなる管制船の長さに応じて行き会いが可能な長さ100m以上300m未満の船舶であることが前提となります

・港長から指示のない行き会い希望管制対象船は、管制信号に従って通航しなければなりません

・行き会い管制は東京西航路で実施しておりますが、東京東航路では実施していませんので注意してください

5 問い合わせ先

- (1) 特例廃止に関する問い合わせ
東京湾海上交通センター安全計画課
電話：045 - 225 - 9130
担当：武井
- (2) 行き会い管制に関する問い合わせ
東京湾海上交通センター東京卓
電話：045 - 225 - 9151